

電気通信サービス向上推進協議会設置要綱

1. 目的

本協議会は、電気通信事業の公共性に鑑み、利用者が安心して電気通信サービスを利用できるよう利用者利便の確保を図るため、電気通信事業者（3項に掲げる構成員の会員をいいます。）共通の課題を処理し、もって公共の福祉の増進に資することを目的とします。

2. 名称

本協議会の名称は、「電気通信サービス向上推進協議会」（以下「協議会」といいます。）とします。

3. 構成員

本協議会は、（一社）電気通信事業者協会、（一社）テレコムサービス協会、（一社）日本インターネットプロバイダー協会及び（一社）日本ケーブルテレビ連盟の4団体から構成し、構成員のほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部をオブザーバーとします。

4. 業務

協議会は目的達成のため、次の業務を行うこととします。

- （1）利用者サービスの向上のための具体策の検討及び円滑な実施
- （2）電気通信サービスの広告表示に関する自主基準の策定及び運用
- （3）勧誘に関する自主基準の策定及び運用
- （4）苦情相談や不具合に関する対応策の検討及び運用
- （5）その他協議会の目的を達成するために必要な対応

5. 組織及び運営

（1）協議会は、会務を統括するため、次の役員を置きます。

- ・会長 1名
- ・副会長 3名以内

（2）役員を選任は、構成員の代表者による互選とします。

（3）役員の任期は原則1年度間とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

（4）協議会は、業務を促進するため、必要に応じ、ワーキンググループ（以下「WG」といいます。）を設置することがあります。

（5）WGの設置及び廃止、並びに構成員及びWGを統括する主査は、構成員の協議

により定めます。

(6) WGには、実務経験者その他の適当と判断する者をアドバイザーとして、会議に参画させることがあります。

(7) 協議会は、協議会外部からWGの議論内容に関して諮問を受けることを目的として、委員会を設置することがあります。

(8) 委員会の設置及び廃止、並びに委員及び委員会を統括する委員長は、構成員の協議により定めます。

6. 庶務

本協議会の庶務は、(一社)テレコムサービス協会が、関係団体の協力を得て行います。

7. 会費

協議会の会費は、会務に必要な経費(実費相当分)を構成員の協議により分担します。

平成15年11月	制定
平成18年12月	改定
平成19年 5月	改定
平成23年 1月	改定
平成24年 5月	改定
平成25年 5月	改定
平成31年 3月	改定